

宗教上の理由で輸血拒否される患者さんへ

栃木医療センター「輸血拒否」に対する当院の基本方針

1. 栃木医療センターでは、宗教的信念による輸血拒否に対して、相対的無輸血※¹を基本方針としています。輸血拒否は患者さん個人の権利として尊重し、可能な限り無輸血治療に努めますので、まずはその意思を主治医までお申し出ください。
2. 相対的無輸血についての説明を受けた上で、当院での治療を選択された患者さんにおかれましては、「相対的無輸血に関する説明と同意書」にご署名を頂きます。
3. 相対的無輸血についての説明を受けた上で、絶対的無輸血※²を希望される場合には、患者さんの自己決定を尊重し、それに対応できる他の医療機関への転院を勧告します。
4. 救急搬送または院内で予期しない急変などが生じた患者さんにおいて、相対的無輸血への同意に関する意思確認を行う時間的余裕がなく、かつ輸血以外に救命できる手段がないと判断した場合には、緊急避難的に輸血を行います。
5. 過去に当院で相対的無輸血に同意されなかった患者さんが救急搬送され、時間的余裕がなく絶対的無輸血に対応する医療機関への転送が不可能で、かつ輸血以外に救命できる手段がないと判断した場合には、緊急避難的に輸血を行います。
6. 輸血拒否をする患者さんやご家族（配偶者・両親・子供）からの、絶対的無輸血の行使に必要な「輸血拒否兼免責証明書」※³等の受理・署名は一切いたしません。つまり「いかなる場合でも輸血をしない」という治療方針には同意いたしません。

※1 相対的無輸血

患者さんの意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、輸血以外に救命手段がない事態に至った時は輸血を行うという立場・考え方。

※2 絶対的無輸血

輸血以外に救命手段がない事態に至った場合でも輸血を行わない立場・考え方。

※3 輸血拒否兼免責証明書

患者さんが、「輸血により生命の危険が回避できる可能性がある場合でも輸血を拒否し、その結果、患者さんに生命や健康上の不利益が生じても、担当医を含む関係医療従事者および当院に対して一切の責任を問わない」ことを証明するもの。

栃木医療センター 院長